

農林水産省所管農業農村整備事業等における地域貢献活動の表彰実施要領

制 定 令和8年9月10日 7農振人第72号

第1 目的

農林水産省所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下単に「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）の受注者のうち、優れた地域貢献活動を実施した者を表彰することにより、受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資するとともに、農地・農業用水などの適正な保全管理、地域の安全・安心の確保及び地域の環境保全を推進し、地域の農業及び農村の振興への寄与を図ることを目的とする。

第2 表彰の対象

1 対象者

事業実施地区（事業完了地区含む。）において、過去10年以内に工事又は業務（以下「工事等」という。）を実施した実績を有する受注者のうち、当該事業実施地区内において優れた地域貢献活動を実施した者を表彰の対象とする。

ただし、応募を行う年度の前々年度までの過去3年間に於いて、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通知）に基づき、各地方農政局等において定められている「工事請負契約指名停止等措置要領」による指名停止を受けた工事の受注者及び「船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成7年6月12日付け7経第987号農林水産省大臣官房経理課長通知）による指名停止を受けた業務の受注者は対象外とする。

2 対象となる活動

表彰の対象となる地域貢献活動は、以下の事例に掲げる内容と同種又は類似する活動のうち、活動の継続性、広域性、緊急性等を総合的に判断した上で、地域への貢献度が特に高いと認められる活動とする。

ただし、少なくとも前年度において実施されている活動であり、かつ受注者が組織として実施したものに限るものとする（個人による活動は対象外とする。）。

(1) 造成施設の保全管理活動

水路やため池等の農業水利施設を施工した受注者が、大雨や地震等の発生後に施設管理者と連携して施設の見回りを実施し、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の除去といった緊急的な対応を行うなど、造成施設の適切な保全管理に貢献したもの

(2) 農地・農業用水等の資源保全活動

- ① 地域が実施する水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利補充等の活動に、受注者が組織として参加し、農地・農業用水等の資源の適切な保全に貢献したもの
- ② 耕作放棄地の解消を目的とした植栽活動等に、受注者が組織として参加し、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に貢献したもの

(3) 農村環境保全活動

- ① 生態系に配慮した設計又は施工を行った受注者が、施設造成後において、その効果が適切に発揮されているかを確認するため、モニタリング等のフォローアップを実施し、生態系の保全に貢献したもの
- ② 地域が実施する水路法面への花の植栽等による景観形成活動に、受注者が組織として参加し、地域の農村環境の向上に貢献したもの

(4) 地域防災活動

- ① 豪雨時において、越流の危険性がある排水路の天端への土のうの設置や、企業内の農村災害復旧に関する専門技術者等による応急工事の技術的支援、万一の被害に備えた排水用ポンプの準備及び設置等を実施し、受益地域の防災活動に貢献したもの
- ② 渇水時において、土地改良区と事前に協議の上、揚水ポンプを必要箇所へ提供・設置することにより、農作物被害の軽減に貢献したもの

(5) 農家・地域住民参加による直営施工

農家・地域住民参加型の直営施工により実施する管理用道路の安全施設等の施工に当たり、詳

細設計や施工計画に関する助言や、施工機械の提供等の協力を実施し、円滑な施工に貢献したものの

(6) 地域農産物の消費拡大等活動

自発的な取組として、第三者と連携し、自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品の開発等に参画するなど、地域農産物の消費拡大に貢献したもの

第3 公募

地方農政局長、国土交通省北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）は、表彰の対象とすることにふさわしいと考えられる優れた地域貢献活動について、公募を行うものとする。

公募は、表彰の対象、応募方法、応募期間等を定めた公募要領を作成し、ホームページ等に掲載して行うものとする。

第4 受賞者の決定

地方農政局長等は、第3の公募に対して応募のあった者について審査を行い、受賞者を決定する。

第5 表彰の期日等

表彰の期日等については、地方農政局長等が決定する。

第6 表彰の除外

地方農政局長等は、応募があった日から表彰を行う日までの間において指名停止を受けた場合等、表彰にふさわしくないと認められるに至った者については、表彰の対象から除外することができる。